

【京都市立学校耐震化PFI事業】

要求水準書 資料4 定期調査等業務に係る報告書の様式（案）

法定調査等業務に係る報告書の様式（案） 一覧表

様式	様式名	提出方法等		
		対象	媒体	部数(紙)
表紙	定期調査・定期点検結果報告書	学校ごと	紙 及び データ	2部
様式1-1	調査結果表（建築物）	棟ごと		
様式1-2	調査結果図（建築物）		紙	
様式2-1	検査結果表（換気設備）		紙 及び データ	
様式2-2	換気状況評価表（換気設備）			
様式2-3	換気風量測定表（換気設備）			
様式3	検査結果表（給水・排水）			
別紙1	関係写真（建築物）			
別紙2	関係写真（換気設備，給水設備及び排水設備）			

定期調査等業務報告書

平成 年 月 日

京 都 市 長 様

(点検者)

住所

商号又は名称

代表者名

印

点検者名

印

資格・番号

下記建築物について定期点検した結果は別紙のとおりです。

記

建築物 名称

所在地

点検期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

調査結果表 (建築物)

学校名				
対象棟				
当該調査に関与した調査者	調査者	氏 名	調査者番号	保有資格
	代表となる調査者			
	その他の調査者			

番号	調査項目		調査結果			担当 調査者 番号	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
1 敷地及び地盤							
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸, 傾斜等の状況					
(2)	敷地	敷地内の排水の状況					
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況					
(4)		有効幅員の確保の状況					
(5)		敷地内の通路の支障物の状況					
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況					
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況					
2 建築物の外部							
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況					
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況					
(3)	土台(木造に限る)	土台の沈下等の状況					
(4)		土台の劣化及び損傷の状況					
(5)	外 壁	躯体等	外壁, 軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況				
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		外装仕上げ材等	タイル, 石貼り等(乾式工法によるものを除く。), モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(12)				乾式工法によるタイル, 石貼り等の劣化及び損傷の状況			
(13)				金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況			
(14)				コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況			
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(16)				はめ殺し窓のガラスの固定の状況			
(17)		外壁に緊結 された広告板, 空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)				支持部分等の劣化及び損傷の状況			
3 屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況					
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況					
(6)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の防火対策の状況					
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況					
(8)	機器及び工作物 (冷却等設備, 広告塔等)	機器, 工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					

4 建築物の内部						
(1)	防火区画	令第112条第9項に規定する区画の状況				
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況				
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況				
(4)		防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況			
(5)			令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況			
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)			鉄筋コンクリートブロック造及び鉄骨鉄筋コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(11)		令第112条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁等に限る。)	準耐火性能等の確保の状況			
(12)			部材の劣化及び損傷の状況			
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況			
(16)		令第129条各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上りの維持保全の状況			
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(20)		令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	準耐火性能等の確保の状況			
(21)			部材の劣化及び損傷の状況			
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(23)	天井	令第129条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上りの維持保全の状況			
(24)			室内に面する部分の仕上りの劣化及び損傷の状況			
(25)		概ね500㎡以上の空間を有する建築物	概ね500㎡以上の空間の天井における耐震対策の状況			
(26)	防火設備		区画に対応した防火設備の設置の状況			
(27)	(防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況			
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況			
(29)			常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況			
(30)			防火戸の開放方向			
(31)			本体と枠の劣化及び損傷の状況			
(32)			防火設備の閉鎖又は作動の状況			
(33)			閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況			
(34)			常時閉鎖の防火戸の固定の状況			
(35)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況			
(36)			防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況			
(37)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況			
(38)			採光の妨げとなる物品の放置の状況			
(39)			換気のための開口部の面積の確保の状況			
(40)			換気設備の設置の状況			
(41)			換気設備の作動の状況			
(42)			換気の妨げとなる物品の放置の状況			

(43)	石綿等を添加した 建築材料		吹きつけ石綿及び吹きつけロックウールでその含有する石綿の重量が当該建 築材料の重量の0.1%を超えるもの（以下「吹きつけ石綿等」という。）の使用 の状況				
(44)			吹きつけ石綿等の劣化の状況				
(45)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				
(46)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				
5 避難施設等							
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				
(2)	廊下		幅員の確保の状況				
(3)			物品の放置の状況				
(4)	出入口		出入口の確保の状況				
(5)			物品の放置の状況				
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況				
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況				
(8)			手摺等の劣化及び損傷の状況				
(9)			物品の放置の状況				
(10)			避難器具の操作性の確保の状況				
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況				
(12)			幅員の確保の状況				
(13)			手摺の設置の状況				
(14)			物品の放置の状況				
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況				
(16)		屋内に設けられた避難 階段	階段室の構造の確保の状況				
(17)		屋外に設けられた避難 階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況				
(18)			開放性の確保の状況				
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況				
(20)			付室の排煙設備の設置の状況				
(21)			付室の排煙設備の作動の状況				
(22)			付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(23)			物品の放置の状況				
(24)	排煙 設備 等	防煙壁	防煙区画の設置の状況				
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況				
(26)			可動式防煙垂れ壁の作動の状況				
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況				
(28)			排煙設備の作動の状況				
(29)			自然排煙口の維持保全の状況				
(30)	そ の 他 の 設 備	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況				
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況				
(32)		非常用エレベータ	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況				
(33)			乗降ロビーの排煙設備の設置の状況				
(34)			乗降ロビーの排煙設備の作動の状況				
(35)			乗降ロビーの外気に向かって開くことができる窓の状況				
(36)			物品の放置の状況				
(37)			非常用エレベータの作動の状況				
(38)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況				
(39)			非常用の照明装置の作動の状況				
(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況				
6 その他							
(1)	構 特 造 殊 等 な	膜構造建築物の膜体、 取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況				
(3)		免震構造建築物の 免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				
(4)			上部構造の可動の状況				
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				
(6)	煙 突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況				
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
(8)		令第138条第1項第1号に 掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				

7 上記以外の調査項目						
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						
(5)						
※ 特記事項						
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等			

（注意）

- この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該調査に関与した調査者」欄は、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号・記号等を記入し、「保有資格」欄に取得している調査実施に必要な資格を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が一人の場合は、その他の調査者欄は「なし」と記入してください。
- 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「調査結果」欄は、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第二百八十二号）（以下「H20国交省告示282号」という。）の別表（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- 「調査結果」欄のうち、「要是正」欄は、H20国交省告示282号の別表（い）欄に掲げる調査項目について、国交省告示の別表（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に、○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、6に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用をうけているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当調査者番号」欄は、「当該調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が一人の場合は、記入しなくて結構です。
- 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入してください。
- 配置図及び各階平面図を様式1-2調査結果図の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む。）のあった場所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別紙1関係写真（建築物）の様式に従い添付してください。

調査結果図

注）配置図及び各階平面図を添付し，指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む。）や撮影した写真の位置等を明記すること。	番号	調査項目
	1	敷地及び地盤
	(1)	地盤
	(2)	敷地
	(3)から(5)	敷地内の通路
	(6)から(7)	塀等
	(8)から(9)	擁壁
	2	建築物の外部
	(1)から(2)	基礎
	(3)から(4)	土台（木造に限る）
	(5)から(18)	外壁
	3	屋上及び屋根
	(1)	屋上面の状況
	(2)から(5)	屋上周りの状況（屋上面を除く。）
	(6)から(7)	屋根（屋上面を除く。）
	(8)から(9)	機器及び工作物（冷却等設備，等）
	4	建築物の内部
	(1)から(5)	防火区画
	(6)から(16)	壁の室内に面する部分
	(17)から(22)	床
	(23)から(25)	天井
	(26)から(34)	防火設備
	(35)から(36)	照明器具，懸垂物等
	(37)から(42)	居室の採光及び換気
	(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
	5	避難施設等
	(1)	令第120条第2項に規定する通路
	(2)から(3)	廊下
	(4)から(5)	出入口
	(6)	屋上広場
	(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
	(11)から(23)	階段
	(24)から(29)	排煙設備等
	(30)から(40)	その他の設備等
	6	その他
	(1)から(4)	特殊な構造等
	(5)	避雷設備
	(6)から(9)	煙突
	7	上記以外の調査項目

検 査 結 果 表 (換 気 設 備)

学校名				
対象棟				
当該検査に 関与した 検査者	調査者	氏 名	検査者 番号	保有資格
	代表となる検査者			
	その他の検査者			

番号	検査項目等			検査結果			担当 検査者 番号
				指摘なし	要是正	既存不適格	
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く）						
(1)	機 械 換 気 設 備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	外気取り入れ口及び排気口への雨水等の防止措置の状況				
(2)			外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況				
(3)			各室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)			給気口、排気口及び居室内の空気を取り入れ口の取付けの状況				
(5)			風道の取付の状況				
(6)			風道の材質				
(7)			給気機及び排気機の設置の状況				
(8)			換気扇による換気の状況				
(9)	機 械 換 気 設 備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各系統の換気量				
(10)			各室の換気量				
(11)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				
(12)	中 央 管 理 方 式 の 空 気 調 和 設 備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況				
(13)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(14)			空気調和設備の運転の状況				
(15)			空気ろ過器の点検口				
(16)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(17)		空気調和設備の性能	各室内の温度				
(18)			各室内の相対湿度				
(19)			各室の浮遊粉じん量				
(20)			各室の一酸化炭素含有率				
(21)			各室の二酸化炭素含有率				
(22)			各室の気流				
(23)				各室の吹き出し空気の分配の状況			
2 換気設備を設けるべき調理室等							
(1)	自然換気設備 及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質					
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付の状況					
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ					
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置					
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の機能確保の状況					
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況					
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離					
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況					
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）					
(10)	機 械 換 気 設 備	排気筒に設ける防火ダンパーの設置の状況					
(11)		換気扇による換気の状況					
(12)		機械換気設備の換気量					
3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室							
(1)	防 火 ダ ン パ ー 等	防火ダンパーの設置の状況					
(2)		防火ダンパーの取付けの状況					
(3)		防火ダンパーの作動の状況					
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無					
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ					

(7)	防火ダンパー等	防火区画の貫通措置の状況				
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置				
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				
4 上記以外の検査項目等						
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						
(5)						
※ 特記事項						
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等			

(注意)

- 1 この書類は、建築物等ごとに作成してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 3 「当該検査に関与した検査者」欄は、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号・記号等を記入し、「保有資格」欄に取得している調査実施に必要な資格を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が一人の場合は、その他の検査者欄は「なし」と記入してください。
- 4 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して結構です。
- 5 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 6 「検査結果」欄は、建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第二百八十五号)(以下「H20国交省告示285号」という。)の別表第一(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- 7 「検査結果」欄のうち、「要是正」欄は、H20国交省告示285号の別表第一(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に、○印を記入してください。
- 8 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、7に該当しない場合に○印を記入してください。
- 9 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用をうけているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 10 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が一人の場合は、記入しなくて結構です。
- 11 1(9)から11)「居室等の機械換気設備の性能(中央管理方式の空気調和設備を含む。)」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(別表1)を添付してください。
- 12 2(10)から12)「機械換気設備」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(別表2)を添付してください。
- 13 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入してください。
- 14 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別紙2関係写真(換気設備、給水設備及び排水設備)に従い添付してください。

法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表

測定年月日	年 月 日	測定機器・メーカー名		形式番号等	
-------	-------	------------	--	-------	--

階	室名 ※注1	必要換気量(m3/h)	換気方式	換気設備機種名 ※注2	換気状況の評価 ※注3	判定
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正

注1) 中央式空調設備などで、複数室の外気取り入れをまとめて行い、それらを一括して評価する場合は、まとまりを構成する複数の室名を記入する。

注2) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注3) 換気状況の評価欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。

これに代わる方法として、以下の確認等を行った場合には、その結果を記入する。

- ・各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する。
- ・外気取り入れ送風機の電流値を測定し、定格値と比較して矛盾がないか確認する。
- ・中央制御盤等で、取り入れ外気量のモニターを行っている場合には、その計測結果に問題がないか確認する。
- ・個別の換気設備では、その運転状況、フィルターが目詰まり状況、清掃状況などの目視確認を行い、問題点がないか確認する。

換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表

測定年月日	年 月 日	測定機器・メーカー名		形式番号等				
室番(場所)	使用器具	発熱量(kw)	換気形式(n)	必要換気量(m3/h)	開口面積(㎡)	測定風速(m/s)※注	測定風量(m3/h)	判定
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

注) 測定風速欄には, 原則的に測定した箇所の平均風速を記入する。

検 査 結 果 表

(給 水 設 備 及 び 排 水 設 備)

学校名				
対象棟				
当該検査に 関与した 検査者	検査者	氏 名	検査者 番号	保有資格
	代表となる検査者			
	その他の検査者			

番号	検査項目等		検査結果			担当 検査者 番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
1	飲料用の配管設備, 排水設備					
(1)	飲料用配管, 排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の取付けの状況				
(2)		配管の腐食及び漏水の状況				
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況				
(4)		継手類の取付けの状況				
(5)		保温措置の状況				
(6)		防火区画等の貫通措置の状況				
(7)		配管の支持金物				
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況				
(9)		止水弁の設置の状況				
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況				
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況				
2	飲料水の配管設備					
(1)	給水タンク等, 給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況				
(2)		給水タンク等の通気管, 水抜き管, オーバーフロー管等の設置の状況				
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況				
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況				
(5)		給水ポンプの運転の状況				
(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況				
(7)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	ガス湯沸器の取付の状況				
(8)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造				
(9)		電気給湯器の取付けの状況				
3	排水設備					
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ				
(2)		排水槽の通気の状況				
(3)		排水漏れの状況				
(4)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況				
(5)	排水再利用配管設備 (中水道を含む。)	雑用水の用途				
(6)		雑用水給水栓の表示の状況				
(7)		配管の標識等				
(8)		雑用水タンク, ポンプ等の設置の状況				
(9)		消毒装置				
(10)	その他	衛生器具	衛生器具の取付状況			
(11)		排水トラップ	排水トラップの取付の状況			
(12)		阻集器	阻集器の構造, 機能及び設置の状況			
(13)		配水管	公共下水道等への接続の状況			
(14)		雨水排水立て管の接続の状況				
(15)		排水の状況				
(16)		掃除口の取付の状況				
(17)		雨水系統との接続の状況				
(18)		通気管の状況				
(19)		通気開口部の状況				
(20)		間接排水の状況				

4 上記以外の検査項目等						
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						
(5)						
※ 特記事項						
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等			

(注意)

- この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号・記号等を記入し、「保有資格」欄に取得している調査実施に必要な資格を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が一人の場合は、その他の検査者欄は「なし」と記入してください。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第二百八十五号)(以下「H20国交省告示285号」という。)の別表第四(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち、「要是正」欄は、H20国交省告示285号の別表第四(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に、○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、6に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用をうけているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が一人の場合は、記入しなくて結構です。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入してください。
- 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別紙2関係写真(換気設備、給水設備及び排水設備)に従い添付してください。

関係写真（建築物）

部位	番号	調査項目	調査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真添付			特記事項

部位	番号	調査項目	調査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真添付			特記事項

(注意)

- 1 この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略して結構です。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 3 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。
- 4 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 5 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係写真（換気設備，給水設備及び排水設備）

部位	番号	検査項目	検査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真添付			特記事項

部位	番号	検査項目	検査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真添付			特記事項

(注意)

- 1 この書類は，検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また，「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても，特記すべき事項があれば，必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は，この書類は省略して結構です。
- 2 記入欄が不足する場合は，枠を拡大，行を追加して記入するか，別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 3 「部位」欄の「番号」，「検査項目等」は，それぞれ別記様式の番号，検査項目等に対応したものを記入してください。
- 4 「検査結果」欄は，検査の結果，要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ，それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 5 写真は，当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。